

令和 8 年度南丹地域保健医療協議会・同地域医療構想調整会議の開催について

次のとおり、上記会議を公開で開催しますので、お知らせします。

- 1 日時
令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 1 時 30 分から（終了予定午後 3 時）
- 2 場所
京都府園部総合庁舎 ABC 会議室
（京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21）
- 3 開催形式
対面及び Zoom によるハイブリッド開催
- 4 内容
（1）かかりつけ医機能報告制度について
（2）病床適正化緊急支援事業について
（3）地域医療構想について
（4）その他
- 5 傍聴手続
 - ・定員 10 名
 - ・会場受付は当日の午後 12 時 45 分から 12 時 55 分の間、会場で行い定員になり次第終了します。
 - ・Zoom による傍聴を希望される場合は、令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時までに、京都府南丹保健所企画調整課 nanshin-ho-nantan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp あて、下記事項を記載の上、メールにてお申込みください。受付後、ZoomURL を通知いたします。なお、定員に達し次第、傍聴受付を終了させていただきます。
 - ・傍聴に当たっては下記【傍聴要領】に記載された事項を遵守願います。

<Web 傍聴申込メール記載事項>

氏名、所属、職名、メールアドレス、7 月 27 日会議傍聴の旨

- 6 お問い合わせ先
京都府南丹保健所企画調整課 電話：0771-62-4752

【傍聴要領】

- 1 傍聴に当たって守るべき事項
 - （1）会議開催中は議長の指示に従い、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等を表明しないこと。（Web 傍聴者は音声をオフとします。）
 - （2）のぼり、旗、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。（Web 傍聴者のビデオはオフとします。）
 - （3）談話をし、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となる行為をしないこと。
 - （4）携帯電話はマナーモードにするか電源を切っておくこと。
 - （5）会場内において飲食や喫煙をしないこと。
 - （6）会場及び Web 上での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - （7）その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- 2 会議の秩序の維持
傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退室していただくことがあります。会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合、緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合等は、会議を途中で非公開とする場合があります。